

SORA 身体拘束等適正化のための指針

「SORAにおける身体拘束取扱要綱」（以下「身体拘束取扱要領」という。）に基づき身体拘束等適正化のための指針として身体拘束廃止に向けて取り組むこととする。

1 身体拘束等*の適正化に関する基本的考え方

- ① 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を安易に正当化することなく、職員全体が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしないケアの実施に努めることとする。
- ② 「身体拘束等の廃止」が最終目的ではなく「人としての尊厳」「自立支援」といった観点でとらえ、個別ケアを重視したサービス提供の質の向上を目指し、その結果として身体拘束等の廃止に繋げるものとする。

*・・・身体拘束等：身体拘束その他利用者の行動を制限する行為のこと

2 人権擁護及び虐待防止委員会及びその他の組織について

当事業所には利用者の人権を擁護するために

- ・虐待防止委員会
- ・身体拘束適正委員会

の2つの組織が設置する。なお、その構成は管理者、課長、サービス管理責任者、支援員とする。

3 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

当事業所では人権擁護・虐待防止委員会を中心として

- ・定期的な教育
- ・研修の実施（年1回）
- ・新採用・転入職員を対象とした、人権を尊重したケアの実施を目的とする研修
- ・その他必要な教育・研修

を実施する。

4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当事業所では、身体拘束を行った場合の実施状況について、年3回の虐待防止委員会身体拘束適正化委員会で報告しなければならない。（身体拘束取扱 要領9条）報告は「安全確保のための行動制限実施状況報告書」（様式3）をもって行う。

5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要素を満たした上で、以下の手続きをとる。

① 身体拘束適正化委員会・支援会議の実施

標記3要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、経過観察の方法等について、サービス管理責任者、職員により身体拘束防止委員会もしくは支援会議にて協議を行う。協議結果は該当職員が「身体拘束の実施について」（様式1）に取りまとめる。協議結果については、管理者に速やかに報告する。

② 利用者本人や家族に対しての説明

早々に後見人又は親族に連絡を取り、了承を得る。連絡が取れない場合は、実施後速やかに連絡し、了解を得る。

③ 報告

実施後速やかに管理者に報告するとともに、継続して拘束が必要となる場合は、直近及び臨時の身体拘束防止委員会もしくは支援会議において手続き（身体拘束取扱 要領5条）を行う。

④ 記録と再検討

身体拘束を行った場合には、支援記録に記載する。ただし、「行動制限実施記録」（様式4）をもって代替えることができる。また、拘束を行った場合は、拘束に至る経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。記録は5年間保存する。（身体拘束取り扱い 要領8条）身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法について随時検討する。

⑤ 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、身体拘束防止委員会もしくは支援会議において検討する。（身体拘束取扱要領第5条5項）

6 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は書面として備えおき、利用者または利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

7 その他身体拘束等の適正化も推進のために必要な基本方針

当事業所職員対象の研修以外にも、適宜、関係機関等に対しても、ケース検討会を持つことにより、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めていく。

附則 この指針は、令和4年4月1日より施行する

